
**「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」
(理事会決議)の制定について**

日証協 平 17.11.21

本協会では、11月21日の自主規制会議において、「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」(理事会決議)を制定した。

本協会では、昨今のインターネット取引等の非対面取引の比重が増してきている状況などを踏まえ、本年5月に、「証券会社における売買管理体制の整備等に関するワーキング・グループ」を設置し、証券会社における顧客による不公正取引防止のための売買管理体制の整備等について検討を行ってきたところであるが、同ワーキング・グループでの検討を踏まえ、会員が顧客による不公正取引を防止するための売買管理体制を整備するにあたり必要となる事項について、理事会決議(自主規制会議決議)として制定したものである。

本規則施行は、平成18年6月1日から施行する。

理事会決議の趣旨骨子及び全文は、それぞれ以下のはそれぞれ以下のとおりとする。

**『会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について』
理事会決議（自主規制会議決議）」の制定について**

平成 17 年 12 月 6 日
日本証券業協会

・ 制定の趣旨

本協会では、本年 5 月に、エクイティ市場委員会の下部機関として「証券会社における売買管理体制の整備等に関するワーキング・グループ」を設置し、証券会社における顧客による不公正取引防止のための売買管理体制の整備等について検討を行ってきたところであるが、同ワーキング・グループでの検討を踏まえ、会員が顧客による不公正取引を防止するための売買管理体制を整備するにあたり必要となる事項について本協会の理事会決議（自主規制会議決議）として制定することとする。

・ 制定の骨子

『会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について』
理事会決議（自主規制会議決議）」の制定

目的（理事会決議 1 .）

この理事会決議は、会員が、顧客による上場株券等の不公正取引を防止するための売買管理体制を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資家の信頼を維持、向上させることを目的とする。

上場株券等の売買管理体制の整備（理事会決議 2 .）

会員は、以下に掲げる措置を講じることにより、売買管理体制を整備するものとする。

- イ） 社内規則の制定
- ロ） 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握
- ハ） 売買審査
- ニ） 社内記録の作成、保存

社内規則の見直し等（理事会決議 3 .）

会員は、イ）の社内規則について役職員に周知・徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保するものとする。

・ 施行の時期

平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

以 上

会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について 理事会決議（自主規制会議決議）

平成 17 年 12 月 6 日
日本証券業協会

1. 目的

この理事会決議は、会員が、顧客による上場株券等（「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」公正慣習規則第 5 号第 2 条 1 号に定める上場株券等をいう。以下同じ。）の不公正取引を防止するための売買管理体制（以下「上場株券等の売買管理体制」という。）を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資家の信頼を維持、向上させることを目的とする。

2. 上場株券等の売買管理体制の整備

会員は、次に掲げる措置を講じることにより、上場株券等の売買管理体制を整備するものとする。

(1) 社内規則の制定

会員は、上場株券等の売買管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
- 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項
- 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
- 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する事項
- 顧客に対して行う売買審査に関する事項
- 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
- その他必要と認められる事項

(2) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握

会員は、上記(1)で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。

(3) 売買審査

会員は、上記(1)で定めた社内規則に基づき、次の から に定める規定に従って売買審査を行うものとする。

売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会が別に定める抽出基準に従い行

うものとする。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該会員における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。

上記 ただし書きの規定にかかわらず、非対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引をいう。以下同じ。）については、本協会が別に定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、本協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、上記 本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができないものとする。

上記 、 により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。

上記 に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

（４）社内記録の作成、保存

会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、５年間保存するものとする。

（３） に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び顧客に対して行った措置

非対面取引に係る抽出基準を変更した場合における変更理由

３．社内規則の見直し等

会員は、上記２．（１）で定めた社内規則について役職員に周知・徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保するものとする。

付 則

この理事会決議は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

別 表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。

	銘 柄		顧 客
1	当該会員の売買関与率が高い銘柄	1	特定の銘柄について売買関与率の高い顧客
2	当該会員が立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った銘柄	2	特定の銘柄について、立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った顧客
3	当該会員が同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った銘柄	3	特定の銘柄について、同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った顧客
4	当該会員が目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った銘柄	4	特定の銘柄について、目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った顧客
5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
6	当該会員が売買を行った全ての銘柄	6	その他不公正取引を行った疑いのある顧客

- (注) 1. 上記1から4については、会員が売買を行った全ての銘柄について、売買審査の対象となる顧客を抽出することができる。
2. 証券取引法第34条第2項第1号の投資一任契約及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。
3. 立会外売買(証券取引所の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。)及び取引所有価証券市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

インターネット取引において留意すべき事項 について(ガイドライン)

日 本 証 券 業 協 会

平成17年12月

目 次

趣 旨	1
一般的な留意事項	1
具体的な留意事項	
1 一般的な事項	
1 インターネット取引の業務を開始するに 当って	2
2 取扱証券・取引	3
3 取引に係る基準	3
4 インターネット取引に係る契約	4
5 免責事項	5
6 顧客相談窓口の設置	5
2 内部管理体制の整備及び取引の安全性確保に係る事項	
1 所管部署の設置	6
2 取引内容の監視・審査	6
3 本人確認	6
4 暗証番号等の取扱い	7
5 セキュリティーの確保	7
6 発注の方法	8
7 記録の保存	8
8 システム障害等への対応	8
9 システム障害の記録・報告	9
3 顧客に対する情報の提供及び取引の手続きに係る事項	
1 登録番号の表示等	11
2 勧誘方針の公表	11
3 最良執行方針等の公表	11

4 証券会社のディスクロージ	11
5 口座開設基準	12
6 システム構成のディスクロージ	12
7 問い合わせ・苦情への対応	13
8 金融商品販売法に基づく重要事項の説明	13
9 証券・取引に係る解説	13
10 システム障害時の代替手段等	14
11 配分の基本方針等の公表	14
12 注文の受託等	15
13 発注時の誤入力への対応について	15
14 受渡方法の明示	16
15 手数料等の説明	16
16 適用為替レートの明示	16
17 約定等の連絡	16
18 不出来の場合の取扱い	17
19 掲示板の運営	17
20 誤認防止のための措置	18
4 法令・諸規則の遵守に係る事項	
1 勧誘・広告に係る規制	19
2 取引の受託等に係る規制	19
3 募集・売出しに係る規制	20
4 内部者取引の排除	20
5 売買規制銘柄等への対応	21
6 自社の役職員との取引	21
7 他の証券会社の役職員との取引	21
8 自社の役職員に対する指導・監督	22
9 非居住者との取引	22

インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）

趣 旨

本ガイドラインは、協会におけるインターネット取引に関するワーキングの検討等を踏まえ、インターネット取引における「非対面性」及び「非書面性」という特性に鑑み、投資者保護及び証券取引の公正性を確保し、投資者のインターネット取引に対する信頼性を維持・向上させる観点から、証券会社が留意すべき事項等について取りまとめたものである。

本ガイドラインにおける「インターネット取引」とは、顧客が、証券会社の営業部店以外の場所に設置したコンピュータ又は携帯情報端末等の電子機器によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して有価証券の売買注文等を発注し、当該売買注文等が機械的に認識・処理される取引をいう。

なお、本ガイドラインは、必要に応じ適宜見直しを行うものとする。

一般的な留意事項

インターネット取引は、「非対面性」及び「非書面性」という特性を有すことから、投資者は、通常取引に比してより一層、自己の責任及び判断により取引を行うことが求められる。証券会社は、投資者に自己の責任及び判断を求めるに当り、次の事項について十分に留意する必要がある。

インターネット取引についても、当然に、現行の法令・諸規則が全て適用されること。

社内規程を作成する等の方法により、インターネット取引に係る社内管理体制を整備すること。

投資者がインターネット取引を適正かつ円滑に行うために必要と考えられる情報について、投資者に周知又は連絡すること。特に、法令・諸規則により営業所への備え置き等が求められている書類に係る情報については、投資者に対し周知又は連絡するよう努めること。

インターネットを利用して提供する投資情報等は、投資者にとって分かりやすい表現であって、かつ、必要な情報を含んでいること。

具体的な留意事項

インターネット取引について各社において留意すべき事項及び当該留意事項に係る具体的な方策等は、次のとおりである。

1 一般的な事項

留意事項	具体的な方策等
<p>1 インターネット取引の業務を開始するに当たって</p> <p>(1) 証券会社がインターネット取引の業務を開始しようとする場合は、インターネット取引の対象となる顧客層、提供しようとするサービスの内容、インターネット取引を稼働させるシステムの規模、顧客属性の把握、顧客に対する情報提供、内部管理体制等について総合的に勘案する必要がある。</p> <p>(2) インターネット取引の非対面性に鑑み、顧客の属性把握、情報提供のために必要な措置について十分に工夫する必要がある。また、インターネット取引に係るシステム構築に当たっては、自社のシステムの能力等に十分に留意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット取引の業務を開始するに当たって留意すべき具体的な事項は以下のとおりと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 提供しようとするサービスの内容 <ul style="list-style-type: none"> インターネット取引において提供するサービスの内容（注文の発注、約定確認、受渡代金確認、預り明細確認、取引に関する質問受付等）については、顧客が取引開始前に確認できるような構成にすることが望ましい。 ロ システムの規模 <ul style="list-style-type: none"> サービスの内容を決定するには、インターネット取引の機械環境を勘案する必要がある。 ハ 顧客属性の把握 <ul style="list-style-type: none"> インターネット取引においても通常の取引の場合と同様に、顧客カードを整備する等の方法により、顧客の投資経験、知識、資産状況等の属性を適切に把握する体制が求められる。 ニ 顧客に対する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 取引に関し重大な影響を与える情報を、顧客に迅速かつ正確に連絡できる体制が求められる。 ホ 内部管理体制 <ul style="list-style-type: none"> 上記の事項に加え、法令・諸規則により管理・監督する

留 意 事 項	具体的な方策等
	<p>ことが求められる事項を、適切に管理・監督できる体制を整備する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット取引に係る口座開設の際に、顧客が顧客カード記載事項等の必要な情報を提供しない場合には、口座開設手続を中断する等の措置を取ることも考えられる。
<p>2 取扱証券・取引</p> <p>(1) インターネット取引において取り扱う証券・取引については、各社において、自社の実務上の観点のみならず、インターネット取引の対象となる顧客層との適合性及び重要事項に係る情報提供の観点から、取り扱う範囲を決定する必要がある。</p> <p>(2) 一般的にリスクが高いと考えられる証券・取引及びその仕組みが複雑であると考えられる証券・取引を取り扱おうとする場合には、当該証券・取引を開始するに当たり、適合性の原則・重要事項に係る情報提供について配慮し、取引開始基準及び取引に当たっての手続等を定める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">関連項目：3「<u>5</u> 口座開設基準」(P12) 「<u>9</u> 証券・取引に係る解説」(P13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクが高い又は仕組が複雑である証券・取引を取り扱う場合の手続としては、例えば以下のような方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ ホームページにおいて、当該証券・取引の仕組み及びリスクの説明について表示を行う。 ロ 顧客が説明の内容について確認した場合、その旨をホームページ又は電子メールにより連絡を受ける。 ハ ホームページ又は電子メールにより内容を確認した旨の連絡を受けた顧客に対し、電話等により、その内容について再度確認を行い、取引を開始することに関し問題がないと判断した顧客について、当該取引を開始する。 (ただし、法令・協会規則において説明書の交付及び確認書の徴求が求められる場合には、当該規定に従い、説明書の交付・確認書の徴求を行う。)
<p>3 取引に係る基準</p> <p>過度に投機的な取引の抑制及び取引・決済の安全性の確保の観点から、各社の社内規程又は約款等において、取引に係る基準を定める必要がある。</p> <p>また、取引を開始する前に、取引に係る基準を顧客に知ら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社内規程又は約款等においては、差金決済の禁止等の法令事項のほか、例えば以下のような取り決めを定めることが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 取得代金及び売却証券の前受け

留意事項	具体的な方策等
<p>しめる必要がある。</p> <p>関連項目：3「<u>5</u> 口座開設基準」(P12)</p>	<p>□ 1日当たりの取引限度金額の設定</p> <p>ハ 1日当たりの取引件数、取引数量の制限</p>
<p>4 インターネット取引に係る契約</p> <p>(1) 通常の実引の場合と同様に顧客から口座開設の申し込みを受け、保護預り契約・外国証券取引口座契約等の契約を締結するとともに、必要事項を盛り込んだインターネット取引に係る契約を締結する必要がある。</p> <p>(2) 暗証番号等を利用する場合には、暗証番号等についても届出・確認を受ける必要がある。</p>	<p>・インターネット取引に係る契約において盛り込む必要があると考えられる項目としては、通常の実引契約において規定される項目のほか、例えば以下の項目が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用時間 利用時間に制約がある場合にはその旨を規定する。 □ 取引の種類 取引の種類に制約がある場合にはその旨を規定する。 ハ 取扱証券（銘柄）の範囲 取扱証券（銘柄）に制約がある場合にはその旨を規定する。 ニ 取扱数量等の範囲 取扱数量、取引金額、取引件数等に制約がある場合にはその旨を規定する。 ホ 注文に関する事項 受注の定義、注文の有効期間、注文の受付・取消の方法について規定する。 ハ 受渡に関する事項 受渡の方法等に特例がある場合にはその旨を規定する。 ト 免責事項 顧客の損害に関し証券会社が免責となる場合について規定する。 チ 顧客のパソコンの性能等 顧客がある一定以上の性能のパソコン又は特定のソフトを有していることが取引開始の条件となる場合にはその旨を規定する。

留 意 事 項	具体的な方策等
	<p>リ 解約の取扱い インターネット取引に係る契約の解約について規定する。</p>
<p>5 免責事項</p> <p>顧客との紛争防止の観点から、免責事項を明確にする必要があり、免責事項については、消費者契約法等を踏まえ、顧客の利益を一方的に害することのないよう留意する必要がある。</p> <p>また、取引を開始する前に、免責事項を顧客に知らしめる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免責事項としては、例えば以下の事例が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 通信機器又は通信回線の障害による損害 ロ 暗証番号等の一致を確認して行った取引による損害 ハ 暗証番号等の誤使用等により取引を制限・中断したことによる損害 ニ 顧客が契約事項に反した取引による損害 ホ 通信回線の傍受等による損害
<p>6 顧客相談窓口の設置</p> <p>(1) 顧客からの問い合わせ・苦情への対応及びシステム障害時における代替的な受注手段として、顧客相談窓口を設置する必要がある。</p> <p>(2) 顧客からの問い合わせ・苦情等について迅速に対応できるよう、顧客相談窓口には適切な人員配置を行う必要がある。</p> <p>(3) 顧客相談窓口の連絡先等については、ホームページに表示するだけでなく、取引を開始する前に顧客に書面により通知する必要がある。</p> <p>関連項目：3「<u>7</u> 問い合わせ・苦情への対応」(P13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客相談窓口を設置するほか、ホームページにおいても Q&A を設け、顧客からの問い合わせのうち典型的なものを表示することも考えられる。

2 内部管理体制の整備及び取引の安全性確保に係る事項

留 意 事 項	具体的な方策等
<p>1 所管部署の設置</p> <p>インターネット取引について所管部署を設け、インターネット取引に係る内部管理体制を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に応じ複数の部署において業務を担当することも考えられる。 ・インターネット取引の日常的な管理・運営のほか、システム障害等不測の事態が発生した場合に速やかに対応できる体制を整える必要がある。
<p>2 取引内容の監視・審査</p> <p>顧客の取引に関し、当該取引について違法性の疑いがないか監視・審査できるよう内部管理体制を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監視・審査は、通常の取引と同様に売買審査部門において行うことが考えられる。 ・監督指針、「<u> - 3 - 3 - 3</u> 顧客の不正取引防止のための売買管理体制」に則り、適切な売買管理体制を整備する必要がある。 ・売買審査については、<u>本協会理事会決議「会員における顧客による不正取引の防止のための売買管理体制の整備について」に基づき売買審査基準を作成のうえ、同基準に従い審査を行う必要がある。</u> ・不正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、<u>当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行うとともに、改善が見られない場合には注文の受託を停止する等適切な措置を講じる必要がある。</u>
<p>3 本人確認</p> <p>顧客の本人確認については、インターネット取引の非対面性に鑑み、より一層の留意が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認法に基づく顧客の本人確認に加え、<u>監督指針、「<u> - 3 - 7</u> 本人確認、疑わしい取引の届出」、「<u>(1)</u> 本人確認</u>

留意事項	具体的な方策等
<p>4 暗証番号等の取扱い</p> <p>(1) 顧客の暗証番号等を適正かつ厳正に取り扱うため、暗証番号等の取扱いについて社内規程又は約款等において定める必要がある。</p> <p>(2) 暗証番号等については、取引を開始する前に、顧客の届出又は確認を受ける必要がある。</p> <p>(3) 顧客に対し、暗証番号等を他に漏らさぬよう注意喚起する必要がある。</p>	<p>の徹底」に則り、本人確認事務を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗証番号等の取扱いについて社内規程又は約款等において定める事項としては、例えば以下の事項が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 登録手続き 社内における暗証番号等の登録手続きについて規定する。 ロ 登録対象顧客 暗証番号等の登録対象となる顧客の範囲を規定する。 ハ 管理部署 暗証番号等の管理部署を規定する。 ニ 守秘義務 暗証番号等の取扱いに伴う守秘義務について規定する。 ホ 暗証番号等失念の場合の取扱い 顧客が暗証番号等を失念した場合の取扱いについて規定する。 ヘ 暗証番号等の変更 顧客が暗証番号等を変更する場合の取扱いについて規定する。
<p>5 セキュリティーの確保</p> <p>プライバシーの保護及び取引安全性の確保の観点から、セキュリティの安全性・信頼性の確保について所要の措置を講じる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティの確保については、顧客から注文を受ける際だけでなく、約定通知等を顧客に対しホームページ又は電子メールにより連絡する場合についても十分に留意する必要がある。 ・セキュリティの確保については、今後の技術革新が予想されることから、定期的に見直しを行う必要がある。 ・セキュリティ確保の方策としては、例えば以下のような事

留 意 事 項	具体的な方策等
	<p>項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 交信情報の暗号化 ロ ネットワーク不正侵入（ハッカー）に対する防止策 ハ コンピューターウイルスに対する防止策
<p>6 発注の方法</p> <p>注文を発注する際に口座番号及び暗証番号等を顧客に入力させることにより、口座を開設した者以外の者が発注することを防ぐ必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客が入力した暗証番号については、画面上は当該番号でなく*（アスタリスク）等により表示されることが必要である。 ・口座番号及び暗証番号等の入力画面については、顧客が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。
<p>7 記録の保存</p> <p>取引公正性の確保及び顧客との紛争の未然防止のため、顧客とのホームページ又は電子メールによる交信について、一定期間、記録を保存することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令により記録の保存義務がある法定帳簿書類のほか、ホームページ又は電子メールによる交信の内容についても、内容の重要性等必要に応じ保存することが考えられる。 ・記録の保存に当たっては、内容を改ざんされることがないように留意する必要がある。
<p>8 システム障害等への対応</p> <p>(1) インターネット取引に係る安全性の確保及びシステム障害等の対応のため、適切な人員配置を行うなど社内内の内部管理体制を整備する必要がある。</p> <p>(2) システム障害等が発生した場合に備え、十分なバックアップ体制を敷くとともに、各社においてシステム障害等に係るコンテンジェンシー・プランを作成する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム障害等の対応としては、代替手段として注文を電話等により受けることが考えられ、このような措置に備え内部管理体制を整備する必要がある。 ・コンテンジェンシー・プランにおいて規定すべきと考えられる事項は、例えば以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> イ 担当部署・責任者に関する事項 ロ 社内連絡・社外連絡（当局及び協会への報告を含む。）に

留意事項	具体的な方策等
<p>(3) システム障害の発生を想定した訓練を定期的に行うことが望ましい。</p> <p>関連項目：3「10 システム障害時の代替手段等」(P14)</p>	<p>関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ハ 人員確保に関する事項 ニ 顧客との連絡に関する事項（ホームページ上での表示を含む。） ホ 受注業務に関する事項 ハ 受渡・決済業務に関する事項 ト 顧客管理に関する事項 チ システム障害等の復旧に関する事項 <p>・訓練の結果を踏まえ、必要に応じ、コンテンジェンシー・プランの見直しを行うことが考えられる。</p>
<p>9 システム障害の記録・報告</p> <p>(1) システム障害が発生した場合には、その状況等について記録し、適宜、再発防止策を講じる必要がある。</p> <p>(2) 一定のシステム障害が発生した場合には、「障害等発生報告書」を当局及び協会に提出する必要がある。 また、証券事故による損失を補てんしようとする場合には、一定の例外の場合を除き、事故確認申請書を提出する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム障害について記録する項目としては、例えば以下の項目が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 発生日時 ロ 復旧日時 ハ 障害の状況 ニ 障害の原因 ホ 復旧までの影響 ハ 対応方法 ・以下に掲げるシステム障害が発生した場合には、当局及び協会に報告書を提出する必要がある。（ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> イ 預り有価証券の売却、解約代金の払出し等に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ロ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのお

留 意 事 項	具体的な方策等
	<p>それがあるもの ハ その他業務上、イ又はロに類すると考えられるもの</p>

3 顧客に対する情報の提供及び取引の手続きに係る事項

留意事項	具体的な方策等
<p>1 登録番号の表示等</p> <p>証取法（外証法）上の登録を受けていない者の証券業類似行為を排除し、もって投資者保護に資するため、登録番号を表示する等の方法により当該証券会社が我が国の法令に基づく真正な証券会社であることを顧客に認識させることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証取法（外証法）上の登録年月日及び登録番号を顧客が認識しやすい場所に表示しておくことが望ましい。 ・協会ホームページの「協会員一覧」のページへのリンクを設けるという方法も考えられる。
<p>2 勧誘方針の公表</p> <p>金融商品販売法及び同施行令の規定に基づき、自社の勧誘方針をホームページに公表（表示）する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勧誘方針においては、以下の事項について定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項 ロ 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項 ハ イ及びロの事項のほか、勧誘の適正の確保に関する事項
<p>3 最良執行方針等の公表</p> <p><u>証取法、施行令及び行為規制府令に基づき、自社の最良執行方針等をホームページに公表（表示）する必要がある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>最良執行方針等においては、有価証券取引について、最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定める必要がある。</u>
<p>4 証券会社のディスクロース</p> <p>顧客に対し自己責任原則を求める前提として、ホームページにおいて自社の業務の状況等を公表する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、ホームページにおいて「業務及び財産の状況に関する説明書」（証取法 50 条）、「自己資本規制比率を記載した書

留意事項	具体的な方策等
	<p>面」(証取法 52 条)を表示することが考えられる。 なお、これらの説明書等の記載事項は以下のとおりとされている。</p> <p>「業務及び財産の状況に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 会社の概況及び組織に関する事項 ロ 業務の状況に関する事項 ハ 財産の状況 ニ 管理の状況 ホ 連結子会社等の状況 <p>「自己資本規制比率を記載した書面」</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 固定化されていない自己資本の額 ロ 市場リスク相当額 ハ 取引先リスク相当額 ニ 基礎的リスク相当額 ホ 自己資本規制比率
<p><u>5</u> 口座開設基準</p> <p>口座開設基準を設けている場合には、その旨及び基準に適合しない場合には口座を開設することができない旨を口座開設申込書類等により顧客に知らせる必要がある。</p> <p>また、信用取引等の取引開始基準を設けている証券・取引を取扱う場合には、取引開始基準を設けている旨及び基準に適合しない場合には取引することができない旨を当該取引の口座申込書類等により顧客に知らせる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">関連項目： 1 「2 取扱証券・取引」(P3) 1 「3 取引に係る基準」(P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設基準及び取引開始基準の具体的な内容は、必ずしも顧客に知らせる必要はないものと考えられる。 ・ 口座開設又は取引の開始を断る際にその理由を顧客に開示しない場合には、あらかじめその旨を顧客に知らせることが望ましい。
<p><u>6</u> システム構成のディスクロージャー</p>	

留意事項	具体的な方策等
<p>インターネット取引に係るシステム構成については、顧客が証券会社を判断する際の要因の一つとなりえる事項であり、また、顧客の信頼性の確保を担保するという観点からも、自社のシステム構成についてホームページにおいて開示することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構成について開示する場合の項目としては、例えば以下の項目が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 安全対策の概要（バックアップ体制の有無等） ロ サーバーの状況・容量 ハ 回線の状況 ・システム構成を開示するに当たっては、ネットワークへの不正侵入（ハッカー）の被害を受けないよう、その内容に留意する必要がある。
<p><u>7</u> 問い合わせ・苦情への対応</p> <p>顧客からの問い合わせ・苦情に対応するため、自社の問い合わせ窓口をホームページに表示する必要がある。</p> <p>関連項目：1「6 顧客相談窓口の設置」(P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ窓口としては、自社の問い合わせ窓口のほか、協会の証券あっせん・相談センターの連絡先をホームページに表示することが考えられる。 ・ホームページにQ&Aを設け、顧客からの問い合わせのうち典型的なものを表示することも考えられる。
<p><u>8</u> 金融商品販売法に基づく重要事項の説明</p> <p>金融商品販売法に基づく重要事項の説明をホームページ等において行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等における具体的な説明の方法としては、例えば、以下のような方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 重要事項の説明が表示された画面を設定し、当該画面を経由した後に発注する仕組みとする。 ロ ホームページ上での説明に加え、仕組みが複雑・高度と思われる有価証券等については、取引開始時等に電話等により説明を行う。
<p><u>9</u> 証券・取引に係る解説</p> <p>(1) インターネット取引の非対面性という特性に鑑み、法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、株式については、以下の事項を解説することが考え

留意事項	具体的な方策等
<p>令・諸規則において説明書の交付義務が課されていない証券・取引であっても、自社が提供する証券・取引については、ホームページにおいてその概要の解説を行うことが望ましい。特に、リスクが高い又は仕組みが複雑である証券・取引を取り扱う場合には、当該証券・取引に係る仕組み・リスク等について詳細かつ具体的な解説を行うことが望ましい。</p> <p>(2) インターネット取引は、通常、広く一般投資者を対象とすることから、その解説は、平易な言葉により分かりやすく行うよう留意する必要がある。</p> <p>(3) ホームページにおける解説について、顧客からホームページ、電子メール、電話等により質問を受け付ける体制を整備するとともに、その旨をホームページに表示する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">関連項目：1「2 取扱証券・取引」(P3)</p>	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 株式投資の仕組み ロ 株式投資の特徴 ハ 株式投資のリスク ニ 株式投資に係る用語解説 <p>・協会及び証券教育広報センターのホームページにおいて証券投資に係る解説を行っていることから、自社のホームページにおいて協会又は証券教育広報センターをリンク先とし、当該ホームページにおいて顧客が情報を入手することも考えられる。</p>
<p><u>10</u> システム障害時の代替手段等</p> <p>システム障害が発生する可能性がある旨及びシステム障害が発生し、ホームページにおいて注文を発注できなくなった場合の代替手段を顧客に知らしめる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">関連項目：2「8 システム障害等への対応」(P8)</p>	<p>・顧客に知らしめる方法としては、口座開設時に案内する方法のほか、ホームページに表示する方法が考えられる。</p>
<p><u>11</u> 配分の基本方針等の公表</p> <p>募集の取扱い等に係る株式等をインターネット取引において販売する場合には、配分の基本方針及び社内規則の概要をホームページにおいて開示することが望ましい。</p>	<p>・「株式等」とは、株式、新株予約権付社債券、新株予約権証券、優先出資証券及び不動産投資信託証券をいう。</p> <p>・引受けを行わない場合は、社内規則の概要を策定及び開示す</p>

留意事項	具体的な方策等
	<p>る必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分の基本方針及び社内規則については、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)平成14年4月3日会員通知「顧客への配分に関する報告及び社内規則の参考事例について」(日証協(市工)14第1号)及び平成14年11月29日会員通知「顧客への配分に関する報告及び社内規則の参考事例について」(日証協(市工)14第74号)に則り策定する必要がある。
<p><u>12 注文の受託等</u></p> <p>(1) 顧客がホームページにおいて入力した注文・注文の取消しを証券会社が受託するに当たっての流れ・手続き等について、取引を開始する前に顧客に知らしめる必要がある。 また、出来済みの場合等注文取消を受け付けられない場合についても、同様に顧客に知らしめる必要がある。</p> <p>(2) <u>顧客による不公正な取引につながる行為を未然に防止するため、ホームページ等において注意喚起を行う必要がある。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客は、自身が注文の内容又は注文取消の旨をホームページにおいて入力したことをもって、当該注文又は注文取消しが受託されたと考えることが予想される。このため、注文又は注文の取消しが受託されるまでの流れについて、顧客に知らしめる必要がある。 ・証券会社が顧客の注文・注文の取消しを承諾したことを明確にするための方法としては、証券会社が顧客からの注文・注文の取消しを受託した場合、直ちにその旨をホームページ又は電子メール等により連絡することが考えられる。 ・<u>注意喚起の内容としては、不公正な取引につながる行為について、本協会理事会決議「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」の内容を参考に、証券会社が顧客による不公正な取引につながる行為を認識した場合の対応を含め、示すことが考えられる。</u>
<p><u>13 発注時の誤入力の対応について</u></p> <p>インターネット取引の非対面性・非書面性という特性に鑑み、入力した注文内容を、顧客が再度確認する画面を作成す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確認画面については、顧客が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。

留 意 事 項	具体的な方策等
<p>る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるダブリ注文を防止するため、受注した注文の状況(出来・不出来の別)を顧客が確認できる画面を設定することも考えられる。
<p><u>14</u> 受渡方法の明示</p> <p>顧客との間の資金・証券の受渡方法について、取引を開始する前に顧客に知らしめる必要がある。 また、顧客が注文を発注する際に、注文の内容と同様に、受渡の方法についても顧客が選択・確認を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット取引においては、通常の取引に比べ受渡方法が制限されることが考えられるため、受渡方法については、取引を開始する前に顧客に知らしめることが必要となる。
<p><u>15</u> 手数料等の説明</p> <p>顧客が注文を発注する前に、手数料等の取扱いについて顧客に知らしめる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公正慣習規則 9 号 23 条において、取引に係る手数料等(名称のいかんにかかわらず業務の対価として受け取るものをいう。)の種類、金額、徴収の方法等を、あらかじめ顧客に説明することとされている。 ・顧客が行い得る取引について、当該取引に係る手数料等の取扱いをホームページにおいて表示することも考えられる。
<p><u>16</u> 適用為替レートの明示</p> <p>インターネット取引において外貨建証券の売買を行う場合には、外貨建証券の売買において適用される為替レートの決定方法について、取引を開始する前に顧客に知らしめる必要がある。また、ホームページにおいても同じ内容の表示を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に適用される為替レートを示すのでなく、適用される為替レートの決定方法を示すことで差し支えないと考える。
<p><u>17</u> 約定等の連絡</p>	

留意事項	具体的な方策等
<p>取引報告書を郵送により交付する場合には、インターネット取引の非対面性に鑑み、郵送による取引報告書に先立ち、注文の成立後に直ちにホームページ又は電子メール等により約定した旨を連絡することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ又は電子メール等により約定した旨を連絡した場合も、取引報告書を電子的に交付することについて顧客の承諾を得ていない場合には、郵送等により取引報告書を交付する必要がある。
<p><u>18</u> 不出来の場合の取扱い</p> <p>(1) 注文の不出来が確定する時間等について、取引を開始する前に顧客に知らせる必要がある。</p> <p>(2) 注文が不出来となった場合には、その旨をホームページ又は電子メール等により顧客に連絡する必要がある。</p> <p>(3) 注文の有効期限についても、取引を開始する前に顧客に知らせる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注文の不出来を確認するために、取引時間終了後、数時間を要することも考えられるが、最終的に不出来注文であることが確認される時間について、取引を開始する前に顧客に知らせる必要がある。 ・ 顧客が注文の状況を確認する手段として、注文の成約状況等を一覧して確認できる画面を作成することも考えられる。 ・ 注文の有効期限については、ホームページにその旨を表示する等の方法により、取引の都度、顧客に知らせることが望ましい。
<p><u>19</u> 掲示板の運営</p> <p>自社のホームページにおいて、掲示板を運営する場合には、当該掲示板において不法又は不適切な書き込みが行われないための適切な措置を講じる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法又は不適切な書き込み防止の具体的な措置としては、例えば、以下のような方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 掲示板の管理責任者を定める。 ロ 書き込みの内容について事前の確認を行ったうえで、掲示板に掲載する。 ハ 掲示板の利用に際し口座番号又は暗証番号を入力させる等の方法により、書き込みの行える者を顧客等に制限する。 ニ 書き込みの内容について監視を行い、法令・諸規則違反に該当する書き込みや不適切であると考えられる書き込みが発見された場合には、当該書き込みを削除する。 ・ 個別企業・個別銘柄に係る書き込みについては、特に留意す

留意事項	具体的な方策等
<p>関連項目：4「8 自社の役職員に対する指導・監督」(P22)</p>	<p>る必要がある。</p>
<p>20 誤認防止のための措置</p> <p>他の会社のホームページにリンクを張る場合、他の会社のホームページからのリンクを認める場合、又は、バーチャルモールに出店する場合には、顧客が自社のホームページと他社のホームページを誤認することを防止するための適切な措置を講じる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤認防止のための具体的な措置としては、例えば、以下のような方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> 他の会社のホームページにリンクを張る場合 <ul style="list-style-type: none"> イ リンクを設定した画面上にリンク先の会社名等を表示する。 ロ 他の会社のホームページに移る際に、顧客が当該証券会社のホームページから離れる旨を表示する。 ハ リンク先のページは、リンク先の会社名等が表示されている画面とする。 <ul style="list-style-type: none"> 他の会社のホームページからのリンクを認める場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 他の会社のホームページのリンクを設定した画面上に証券会社名等を表示する。 ロ リンクページは、証券会社名等が表示されている画面とする。 バーチャルモールに出店する場合 <ul style="list-style-type: none"> 証券会社名等を表示する。 ・ 個別商品の説明画面に直接リンクするような場合には、誤認防止のための措置に関し特に留意する必要がある。

4 法令・諸規則の遵守に係る事項

留意事項	具体的な方策等
<p>1 勧誘・広告に係る規制</p> <p>インターネット取引に係るシステムの構築及び運営に当っては、勧誘・広告に係る法令・諸規則に十分に留意する必要がある。</p> <p>関連項目：4「8 自社の役職員に対する指導」(P22)</p>	<p>具体的な方策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページにおいて広告等を行う場合には、広告責任者の審査が必要である。 ・ ホームページにおいて、アナリスト・レポート等を表示する場合には、当該表示が、特定銘柄の一律集中的推奨に該当しないよう留意する必要がある。 ・ ホームページに誤表示がある場合には、誤認勧誘等に該当し、証券事故となる可能性があることに留意する必要がある。 ・ 本ガイドラインにおいて記述している規制のほか、勧誘・広告に係る規制は概ね以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> イ 断定的判断の提供(証取法 42 条) ロ 一律推奨販売(証取法 42 条) ハ 損失保証、利益保証(証取法 42 条の 2、公正慣習規則 8 号 9 条) ニ 虚偽の表示(証取法 157 条、行為規制府令 4 条) ホ 特別の利益提供(行為規制府令 4 条) ヘ 過当勧誘(公正慣習規則 8 号 9 条、9 号 8 条) ト 法人関係情報を提供しての勧誘(行為規制府令 4 条) チ 広告規制(公正慣習規則 7 号) リ アナリスト・レポート規制(「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議))
<p>2 取引の受託等に係る規制</p> <p>インターネット取引に係るシステムの構築及び運営に当っては、取引の受託等に係る法令・諸規則に十分に留意する必</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドラインにおいて記述している規制のほか、取引の受託等に係る規制は概ね以下のとおりである。

留 意 事 項	具体的な方策等
<p>要がある。</p> <p>また、取引の受託等に係る主な規制については、ホームページにおいてその内容を表示する等の方法により、顧客に知らしめる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> イ 取引態様の事前明示義務(証取法 38 条) ロ <u>有価証券取引の最良執行義務(証取法 43 条の 2)</u> ハ 不正取引行為(証取法 157 条) ニ 仮装売買、相場操縦(証取法 159 条、行為規制府令 4 条) ホ 安定操作期間内の買付の受託(証取法 42 条、行為規制府令 4 条) ヘ 地位利用等による売買(行為規制府令 4 条) ト 非開示外国証券である旨の告知(公正慣習規則 4 号 12 条) チ 過当数量の取引(公正慣習規則 8 号 9 条) リ 仮名取引の受託(公正慣習規則 8 号 9 条) ヌ 空売り注文の受託(証取法 162 条、施行令 26 条の 2、26 条の 3、公正慣習規則 8 号 9 条) ル 地場出し・地場受け(公正慣習規則 8 号 9 条) エ 新規・大口取引の前受け(公正慣習規則 9 号 15 条)
<p>3 募集・売出しに係る規制</p> <p>インターネット取引に係るシステムの構築及び運営に当たっては、募集・売出しに係る法令・諸規則に十分に留意する必要がある。</p> <p>なお、投資信託受益証券の販売は、通常、募集の形態により行われている。</p>	<p>・募集・売出しに係る主な規制は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 目論見書の交付 顧客に目論見書(訂正目論見書を含む。)を交付したうえで受注する措置が講じられている必要がある。 ロ 広告規制 募集・売出し銘柄に係るホームページ上の情報提供については、法令・諸規則、広告の指針に従い行う必要がある。
<p>4 内部者取引の排除</p> <p>インターネット取引の非対面性・非書面性という特性に鑑み、顧客から内部者取引に係る注文を受託しないよう留意する必要がある。このため、本人確認を行う際に又はホームペ</p>	<p>・内部者取引を排除するための方法としては、例えば以下の方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 顧客が画面により内部者取引に該当しない旨を確認しな

留意事項	具体的な方策等
<p>ージ等において、内部者取引の規制内容を顧客に十分に知らしめる必要がある。</p>	<p>い限り、注文を発注できない仕組みとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 口座開設時に作成した顧客カードにより、内部者に該当する企業の株式等については注文が発注されないようにシステム上のロックをかける。 ハ 定期的に顧客にアンケートを行う等により顧客カードの情報を更新し、新たに内部者に該当することとなった企業の株式等について注文が発注されないようにシステム上のロックをかける。
<p>5 売買規制銘柄等への対応</p> <p>取引所・協会による売買停止・制限等の措置及び自社の判断による受注の停止・制限等の措置に備え、内部管理体制を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売買停止・制限等が行われた場合には、直ちにその内容についてホームページに表示するとともに、売買停止の銘柄に係る注文及び制限を超える注文については、当該注文が発注されないようシステム上のロックをかけることが考えられる。
<p>6 自社の役職員との取引</p> <p>自社の役職員と取引を行う場合には、就業規則等に従い適正に取引が行われるよう留意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等に違反する取引については、システム上のロックをかける等の方法が考えられる。
<p>7 他の証券会社の役職員との取引</p> <p>他の証券会社の役職員と取引を行う場合には、地場受け・地場出しの規制に抵触しないよう慎重に取り扱う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の証券会社の役職員から注文を受ける場合は、原則として当該役職員が所属する証券会社から事前に書面による承諾を受ける必要がある。 ・公正慣習規則 8 号において、地場受け・地場出しについて概ね以下のとおり規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> イ 証券会社の役職員は所属証券会社の書面による承諾を受けないで、他の証券会社に有価証券(国債証券、投資信

留意事項	具体的な方策等
	<p>託又は外国投資信託の受益証券を除く。)の売買等の注文を出してはならない。</p> <p>□ 証券会社の役職員は、他の証券会社の役職員から、当該従業員が当該他の証券会社の従業員であることを知りながら、当該他の証券会社の書面による承諾を受けずに、有価証券（国債証券、投資信託又は外国投資信託の受益証券を除く。）の売買等の注文を受けてはならない。</p>
<p>8 自社の役職員に対する指導・監督</p> <p>自社の役職員がインターネットを利用して法令・諸規則に違反する行為、そのおそれがある行為又はその温床となり得る行為を行うことのないよう社内規則を定め指導・監督を行う等適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>関連項目：3「19 掲示板の運営」(P17) 4「1 勧誘・広告に係る規制」(P19)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員に対し指導・監督を行う項目としては、例えば以下のような項目が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 掲示板への証券に関する事項の書き込み <ul style="list-style-type: none"> □ 役職員による証券に係る掲示板の運営 ・法令・諸規則に違反する行為、そのおそれがある行為又はその温床となり得る行為としては、例えば以下のような項目が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> イ 有価証券相場又は個別銘柄について根拠のない噂等の書き込み □ 他社及び他社商品の誹謗・中傷 ハ 営業に利用することを目的とした投資勧誘に係る書き込み（公正慣習規則7号に規定する「広告等」に該当することから、事前の社内審査が必要となる。）
<p>9 非居住者との取引</p> <p>(1) 英語等の外国語により証券取引の勧誘・広告を行おうとする場合には、諸外国における証券取引・証券業者規制に十分に留意する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制当局の存する国の母国語となる言語による勧誘・広告及び非居住者との取引に係る規制については、現在のところ各国共通のルールはないことから、セーフハーバーとなる措置

留意事項	具体的な方策等
<p>(2) 非居住者（特に海外駐在の日本人）と取引を行おうとする場合にも、諸外国における証券取引・証券業者規制に十分に留意する必要がある。</p>	<p>を明記することはできないが、IOSCO 及び SEC においては、以下のとおりの考え方を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IOSCO 専門部会の報告書「インターネット上の証券活動」（98年9月公表） <p>同報告書においては、インターネットによる募集について以下のとおり勧告を行っている。</p> <p>規制当局が規制上の権限を行使するという決定を支持するであろう要因は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 規制当局の管轄地域の居住者を対象とした情報であることが明確であること。 ロ 当該証券会社等が規制当局の管轄地域の居住者からの購入又は同人へのサービス提供の申し込みを受け入れていること。 ハ 証券会社等が、規制当局の管轄地域の居住者に情報を「売り込む」ために電子メール等を利用すること。 <p>規制当局が規制上の権限を行使しないという決定を支持するであろう要因は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 証券会社等が、インターネット上の募集について誰に対してのものが明確に述べていること。 ロ 証券会社等が証券を募集又は販売することを認可されている（又は、認可されていない）管轄地域を記載した文章がホームページに含まれていること。 ハ 証券会社等が、規制当局の管轄地域の居住者への販売を妨げることを合理的に意図するような注意を払っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・米国 SEC の解釈通達（98年3月公表） <p>同解釈通達においては、インターネット上での証券の募</p>

留意事項	具体的な方策等
	<p>集・証券取引サービスの提供について以下のとおりの考え方が示されている。</p> <p>一般的に、米国外の発行者が海外で行っている公募は米国に対して向けられたものとはみなされないが、以下に掲げる措置を取ることが望ましい。</p> <p>イ ホームページに当該募集が米国以外の国のみに向けられたものであることを明記する。例えば、当該募集が米国内又は米国居住者に向けられたものでない旨を表示するか、又は、募集の対象となっている米国国外の国・地域を表示する方法が考えられる。</p> <p>ロ ホームページを提供する証券会社等が、米国居住者に対して販売が行われないような合理的な予防的措置を講ずる。例えば、売付けに先立ち郵送先の住所や電話番号といった情報を入手することにより購入者の居住地を確認することができる。このような措置により、米国内の住所や電話番号を有する者に対して証券・目論見書等を送付又は引き渡すことを未然に防止できる。</p> <p>一般的に、米国居住者と証券取引を行わないよう合理的な措置を講じている限り、米国法上の証券会社としての登録を要しないと考えられるが、具体的には以下に掲げる措置を講じることが望ましい。</p> <p>イ ホームページにサービス対象となる国・地域を限定する旨を表示するか、又は、米国居住者がサービスの対象でない旨を明記する文書を明確に表示する。</p> <p>ロ ホームページを開設する証券会社が、住所、郵送先住所、支払方法等の情報に基づいて、米国居住者であると考えられる事情がある場合には、顧客とすることを拒絶する。</p>

注1 法令・諸規則については、平成17年12月1日現在の規定に基づき記載している。

注2 本ガイドラインにおいて使用した略称は次のとおりである。

「証 取 法」……証券取引法（昭和23年法律第25号）

「外 証 法」……外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）

「金融商品販売法」……金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）

「本人確認法」……金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）

「施行令」……証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）

「行為規制府令」……証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和40年大蔵省令第60号）

「監督指針」……証券会社向けの総合的な監督指針

「公正慣習規則4号」……日本証券業協会・外国証券の取引に関する規則（公正慣習規則第4号）

「公正慣習規則7号」……日本証券業協会・広告等及び景品類の提供に関する規則（公正慣習規則第7号）

「公正慣習規則8号」……日本証券業協会・証券従業員に関する規則（公正慣習規則第8号）

「公正慣習規則9号」……日本証券業協会・協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（公正慣習規則第9号）

以 上